【7．建築物の用途】　□一戸建ての住宅　□共同住宅等
□非住宅建築物
□複合建築物

【8．建築物の住戸の数】
建築物全体　戸
認定申請対象住戸　戸

【9．工事種別】　□新築　□増築　□改築
□修繕又は模様替
□空気調和設備等の設置　□空気調和設備等の改修

【10．構造】　造　一部　造

【11．建築物の構造及び設備の概要】
別添設計内容説明書による

【12．建築物全体のエネルギーの使用の効率性】
基準一次エネルギー消費量　ＧＪ／年
設計一次エネルギー消費量　ＧＪ／年
（一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物（住宅の用途に供する部分））
外皮平均熱貫流率　W／㎡・K
冷房期の平均日射熱取得率
（非住宅建築物又は複合建築物（住宅以外の用途に供する部分））
年間熱負荷係数　ＭＪ／㎡・年

【13．確認の特例】
法第54条第２項の規定による申出の有無　□有　□無

【14．建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】

【15．備考】

（注意）
１．【２．市街化区域等】の欄は、新築等をしようとする建築物の敷地が存する区域が該当するチェックボックスに「∨」マークを入れてください。
２．【７．建築物の用途】及び【９．工事種別】の欄は、該当するチェックボックスに「∨」マークを入れてください。
３．【８．建築物の住戸の数】の欄は、【７．建築物の用途】で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選んだ場合のみ記載してください。
４．【12．建築物全体のエネルギーの使用の効率性】の欄は、第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物全体」又は「建築物全体及び住戸の部分」を選んだ場合のみ記載してください。この欄に用いる次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に掲げる値として法第54条第１項第１号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準において定めるものとします。なお、①及び②に掲げる値については、小数点第二位以下は切り上げた値を記載してください。
①基準一次エネルギー消費量　建築物の床面積、設備等の条件により定まる、基準となる一次エネルギー消費量（１年間に消費するエネルギーの量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。）
②設計一次エネルギー消費量　建築物における実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量
③外皮平均熱貫流率　建築物の内外の温度差１度当たりの総熱損失量（換気による熱損失を除く。）を外皮等（外気等（住宅の外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏等をいう。）に接する天井（小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合には、屋根）、壁、床及び開口部、共同住宅における隣接する住戸又は共用部に接する部分等をいう。以下同じ。）面積の合計で除した値
④冷房期の平均日射熱取得率　冷房期において、建築物に入射する日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を外皮等面積で平均した値
⑤年間熱負荷係数　１年間に外皮等を通して流出入する熱量を各階の屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た値
５．【13．確認の特例】の欄は、認定の申請に併せて建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第１項の規定による確認の申請書を提出して同項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合には「有」に、申し出ない場合には「無」に、「∨」マークを入れてください。
６．【14．建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】の欄には、法第60条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積（建築基準法第52条第３項及び第６項並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第２条第１項第４号及び第３項の規定に基づき延べ面積に算入しない部分の床面積を除き、建築物の延べ面積の20分の１を超えるときは当該建築物の延べ面積の20分の１）を記入してください。また、当該床面積の算定根拠がわかる資料を別に添付してください。
７．この面は、建築確認等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

（第三面）

〔申請に係る住戸に関する事項〕

【１．住戸の番号】

【２．住戸の存する階】　階

【３．専用部分の床面積】　㎡

【４．住戸のエネルギーの使用の効率性】
基準一次エネルギー消費量　ＧＪ／年
設計一次エネルギー消費量　ＧＪ／年
外皮平均熱貫流率　W／㎡・K
冷房期の平均日射熱取得率

（注意）
１．この面は、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分に係る申請を行う場合に、申請に係る住戸ごとに作成してください。
２．住戸の階数が二以上である場合には、【３．専用部分の床面積】に各階ごとの床面積を併せて記載してください。
３．【４．住戸のエネルギーの使用の効率性】の欄に用いる用語の意義は、第二面の注意４のとおりとします。
４．この面は、他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。